

丹後海陸交通株式会社の鉄道事業の旅客運賃の  
変更認可申請に関する意見募集の結果について

令和6年3月19日  
国土交通省近畿運輸局

近畿運輸局では、令和6年2月13日（火）から令和6年2月27日（火）まで、丹後海陸交通株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請について、e-Govを通じてご意見を募集し、また、近畿運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】  
国土交通省近畿運輸局鉄道部監理課  
電話：06-6949-6439

丹後海陸交通株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請に関する  
意見募集に対して頂いたご意見と国土交通省の考え方

○パブリックコメント意見提出総数：1件

○意見募集期間：令和6年2月13日（火）～令和6年2月27日（火）

	ご意見	国交省の考え方
1	「安全監視を強化するための監視カメラの増設」は法定義務ではないし、国民も求めている。また、今まで監視カメラがないことにより事故が発生した事例も提示されていない。したがって、「安全監視を強化するための監視カメラの増設」は「不要不急の経費」といえ、「安全に支障のない範囲内」であり、変更理由にはならない。	丹後海陸交通株式会社によると、監視カメラの増設に法律上の義務はないが、事故・トラブルが発生した際の発生原因の究明・対策検討やヒヤリハット等の収集を通じて将来の重大事故防止の観点で活用しており、犯罪や迷惑行為の抑止にも効果があるとされているとのことです。 いただいたご意見は今後の設備導入等の参考とさせていただくとのことです。